

第3回 (仮称) 松戸市リサイクルプラザ整備事業者選考委員会 議事録

会議名称	第3回 (仮称) 松戸市リサイクルプラザ整備事業者選考委員会
開催日時	平成30年7月27日(金) 13:55~15:30
開催場所	松戸市役所 議会棟2階 第3委員会室
出席者	[選考委員] 委員長：濱田雅巳、副委員長：北野幸樹、委員：福田勝彦、委員：丸岡新一 [事務局] (廃棄物対策課) 海老沢課長 (廃棄物対策課清掃施設担当室) 川鍋室長、大津主幹、富樫主幹、田口主任、宮主事、栗飯原主事
傍聴者数	0人
次第	1. 開会 2. 議題 (1) 特定事業の選定の公表について (2) 前回審議内容の報告について ・要求水準書 ・落札者決定基準書 (3) 入札公告書類について (4) 落札者決定基準の評価項目における配点について (5) 事業者審査の進め方について (6) その他 3. 閉会
公開及び非公開	一部公開【2. 議題(2) 前回審議内容の報告について以降は非公開
配付資料	・資料1：第2回事業者選考委員会議事録 ・資料2：(仮称) 松戸市リサイクルプラザ整備事業 特定事業の選定 ・資料3：入札公告書類(案) 資料3-1：(仮称) 松戸市リサイクルプラザ整備事業 入札公告 資料3-2：(仮称) 松戸市リサイクルプラザ整備事業 入札説明書 資料3-3：(仮称) 松戸市リサイクルプラザ整備事業 要求水準書 資料3-4：(仮称) 松戸市リサイクルプラザ整備事業 落札者決定基準書 資料3-5：(仮称) 松戸市リサイクルプラザ整備事業 基本協定書(案) 資料3-6：(仮称) 松戸市リサイクルプラザ整備事業 基本契約書(案) 資料3-7：(仮称) 松戸市リサイクルプラザ整備事業 建設工事請負契約書(案) 資料3-8：(仮称) 松戸市リサイクルプラザ整備事業 維持管理業務委託契約書(案) ・資料4：落札者決定基準の評価項目における配点の検討 ・資料5：事業者審査の進め方 ・参考資料1：要求水準書(案) 新旧対照表 ・参考資料2：落札者決定基準の検討 新旧対照表 ・参考資料3：落札者決定基準の検討

議事の概要

1. 開会

2. 議題

< (1) 特定事業の選定の公表について >

- ・ 事務局より、「資料 2: (仮称) 松戸市リサイクルプラザ整備事業 特定事業の選定」の説明が行われた。

意見なし

< (2) 前回審議内容の報告について >

- ・ 事務局より、「要求水準書 (案)」及び「落札者決定基準の検討」の修正内容について説明があった。

(委員) 入札公告までの間に要求水準書等を修正した場合は、修正箇所の新旧対照表を各委員に送付すること。

(事務局) 誤字脱字以外の修正箇所を火曜日までに送付する。

(委員) このような手続きを踏まえることを前提として、本議題については了解とする。

< (3) 入札公告書類について >

- ・ 事務局より、「資料 3: 入札公告書類 (案)」の説明が行われた。

(委員) 入札説明書 37 ページの設計変更リスク (21) について、設計段階のリスク分担の欄で工事遅延という文言を使用しているが、表現として不適切であると考える。

(事務局) 実施方針に対する質問において、工事遅延リスク (27) 「着工後の市の提案等に関するもの」の着工後は、建設工事のイメージであるという意見があったため、設計段階における市の指示等による遅延を (21) で示している。

(委員) 工事遅延ではなく、着手の遅延の方が表現として適切である。

(事務局) 「設計変更による工事着手の遅延」という表現に修正する。

(委員) 入札説明書 27 ページのとおり光熱水費の支払いについては実費となっているが、一方で入札金額には光熱水費が含まれており、それは実際に支払う光熱水費の上限を意味している。現在の文章では市の意図が事業者には伝わらないため、表現を修正するべきである。

(事務局) 修正する。

(委員) 今の意見に対する修正を行うことを前提として、本議題については了解する。

< (4) 落札者決定基準の評価項目における配点について >

・ 事務局より、「資料4：落札者決定基準の評価項目における配点の検討」の説明が行われた。

(委員) 評価項目⑩火災・爆発等事故対策について、事故発生後の対策を評価基準としているが、事故の発生を予防するためのハード対策の提案を求めても良いと考える。

(事務局) 承知した。

(委員) 評価項目⑦施設配置及び車両動線について、車両の待機場所とあるが、要求水準書で台数の指定はしているか。

(事務局) 60台分の待機場所を確保することになっている。

(委員) 水害対策について、要求水準書では、建設場所の浸水深2m～5mに対して電気・制御設備は地上3m以上に設置することとなっている。我々としては3mで十分であると解釈して良いか。

(事務局) そうである。

(委員) 承知した。必要な修正を行うことを前提として、落札者決定基準の評価項目における配点については了解とする。

< (5) 事業者審査の進め方について >

・ 事務局より、「資料5：事業者審査の進め方」の説明が行われた。

(委員) 仮採点を実施するタイミングはいつか。

(事務局) 技術提案書の受付期限は、10月22日までである。それを10月25日までに各委員に送付するため、その後仮採点を行っていただく。

(委員) 評価項目のうち、企業力については、委員の評価は不要との理解で良いか。

(事務局) 事務局から件数を示すため、それをもとに評価を記入願いたい。

(委員) 承知した。技術提案書に対する質問数が比較的多い場合、ヒアリング当日は時間に限りがあるため、特に重要な質問に絞って質疑応答を行うべきである。開札には委員が立ち会う必要はあるか。

(事務局) 立ち会う必要はない。開札は事務局が別会場で行う。

(委員) 質問に対する回答のプレゼン時間は、事前に事務局から事業者に示すべきである。なお、時間配分は事務局に一任する。

(事務局) 非価格要素点及び価格要素点は、第5回委員会の翌日に公表する予定である。

(委員) 低入札価格調査制度を適用することはあるのか。

(事務局) そのとおりである。

(委員) プレゼンテーションの資料は、事前提出を求めないのか。

(事務局) 求めない。

(委員) 通常は、このような形式で行っている。

基本的にはメーカーにアイデアを求めるものであり、細かい部分については事業者決定後に設計協議で整理していく。事業者のプレゼンで抽象的な部分があれば質疑応答を行い、事業者側に提案事項の履行を担保させる。

資料 5 は、入札公告の資料ではなく、事業者には後日通知するという認識で良いか。

(事務局) そのとおりである。

(委員) ヒアリング当日のタイムスケジュール等は、事務局で整理すること。本議題については了解とする。

< (6) その他 >

- ・ 第 4 回及び第 5 回委員会の公開・非公開について確認があった。第 4 回及び第 5 回委員会の議題等については、基礎審査、技術提案書の確認、非価格要素審査、価格要素審査、総合評価等が含まれており、公開による混乱が想定されることから、非公開とする。

(委員) 技術提案書については、枚数制限を設けるべきである。

(事務局) 配点が 5 点の項目については A4 で 2 枚、10 点の項目については A4 で 4 枚までとする。

3. 閉会

以上

上記議事録について、その相違なきことを証するために署名する。

(仮称) 松戸市リサイクルプラザ整備事業者選考委員会 委員長

濱田 雅巳 